

# 公益社団法人 日本コンクリート工学会定款

平成 22 年 5 月 25 日制定  
平成 23 年 4 月 1 日施行  
平成 23 年 6 月 10 日改正・施行  
平成 25 年 12 月 26 日改正・施行  
平成 26 年 6 月 11 日改正・施行  
平成 27 年 6 月 10 日改正・施行  
平成 28 年 6 月 20 日改正  
平成 28 年 10 月 3 日施行  
平成 29 年 6 月 21 日改正・施行

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本コンクリート工学会〔英文の場合は、Japan Concrete Institute (略称 JCI)〕(以下「本学会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本学会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. 本学会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本学会は、会員相互の協力によって、国の内外を問わず、個人、社会、国、地域、又は公共団体等の財産であるコンクリート構造物・施設の安全性の確保、環境との調和、財産保全に係る性能の実現に必要な調査、研究、教育、技術普及に関する活動を行い、もって個人及び社会、並びに人類及び国際社会の利益と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンクリートに関する調査研究
- (2) コンクリートに関する研究成果の普及
- (3) コンクリート技術の標準化
- (4) 会誌、研究報告及び資料の刊行
- (5) 講演会、講習会及び研究会の開催
- (6) 情報の収集、紹介及び交換

- (7) コンクリートに関する表彰、奨励
  - (8) コンクリートに関する啓発及び広報活動
  - (9) 国内外のコンクリートに関する組織への参加及びその活動に対する協力
  - (10) コンクリートに関する研究等助成
  - (11) コンクリートに関する技術向上をはかるための資格付与と教育
  - (12) その他本学会の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

### 第3章 代議員等

(法人の構成員)

第5条 本学会は、次の会員により構成される。

- (1) 正会員 本学会の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 団体会員 本学会の目的に賛同して入会した公共機関、学協会並びに企業等の団体
  - (3) 学生会員 大学（大学院、短期大学を含む。）、工業高等専門学校、高等学校、又はこれに準ずる学校に在学し、本学会の目的に賛同して入会した個人
2. 本学会の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員は、第51条に定める支部を選挙区として、各選挙区とも会員数500人まで5人、500人を超える100人につき1人の割合で選出される代議員をもって社員とする。
- なお、端数は切り上げる。
3. 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会の決議により定めた代議員選挙規則による。
  4. 代議員は、会員の中から選出する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
  5. 第3項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が代議員を選出することはできない。
  6. 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終了するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）
  7. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
  8. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
9. 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される代議員選挙細則に定める代議員選挙終了の時までとする。
10. 代議員は無償とする。

(会員の権利)

第6条 会員の権利は次のとおりとし、その者に専属する。

- (1) 会員は、代議員の選挙権、被選挙権をもつ。
- (2) 会員は、会誌の配布を受ける。
- (3) 会員は、本学会が主催する事業への参加、及び刊行図書購入について特典を受ける。
- (4) 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に行使することができる。

イ 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

ロ 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

ハ 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

ニ 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

ホ 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

へ 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

ト 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

チ 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

2. 前項第1号及び第2号における会員のもつ権利は各1個とする。ただし、団体会員にあっては、種別に応じて会誌の配布数を定める。
3. 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、本学会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、規則に定めるところにより、入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 本学会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、規則に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決に基づいて除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本学会の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき。
- (2) 本学会の名誉を傷つけ、又は本学会の目的に反する行為のあったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して 1 年以上なされなかったとき。
- (2) 会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき。

(称号)

第 12 条 本学会は、別に定める規則により正会員のうちから次に定める称号を贈ることができる。

(1) 名誉会員

本学会の目的達成に多大の貢献をした者、又はコンクリートに関し、その進歩発達に功績顕著な者には、総会の決議を経て、名誉会員の称号を贈る。

(2) 終身会員

コンクリート工学の見識に優れ、本学会の活動を長年にわたり支援した者には、理事会の決議に基づき、終身会員の称号を贈る。

(3) フェロー会員

コンクリート工学の見識に優れ、責任ある立場で長年にわたり指導的役割を果たし、社会に貢献した者には、理事会の決議に基づき、フェロー会員の称号を贈る。

## 第 4 章 社 員 総 会

(構 成)

第 13 条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2. 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(権 限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。ただし、第 4 号については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「法人法施行規則」という。）第 48 条に定める要件に該当する場合には、法人法第 127 条の定めにより、社員総会の決議に代えて定

時社員総会に報告するものとする。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等に係る規程
- (4) 計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内を開催するほか、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

2. 第 16 条第 2 項の請求があった場合、請求のあった日から 6 週間以内の日を臨時社員総会の日とする社員総会を招集しなければならない。
3. 社員総会の招集は、社員総会の日から 7 日前までに、社員総会の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって代議員に通知を発する。ただし、社員総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとする場合は、社員総会の日から 2 週間前までに通知を発しなければならない。

なお、社員総会の目的たる事項、日時及び場所は、ホームページをもって全会員に周知する。

4. 会員は、社員総会に出席し意見を述べることができる。

(招 集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 17 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思表示があった場合、及び出席できない代議員が第 20 条の手続きに従って委任状を提出した場合は、当該代議員を出席者とみ

なす。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第20条 代議員は、他の代議員を代理人として、社員総会の議決権を行使することができる。

この場合において、当該代議員は、代理権を証明する書面として、委任状を本学会に提出しなければならない。

2. 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(議事録及び会員への通知)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事のうちから社員総会で選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

3. 社員総会の議事概要及び議決した事項は、会誌及びホームページをもって会員に通知する。

## 第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 本学会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 23名以上 28名以内
  - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長とする。
  3. 会長以外の理事のうち、4名以内を副会長とする。
  4. 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。
  5. 第2項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
  6. 本学会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第23条 理事及び監事は、会員のうちから社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は、理事若しくは使用人を兼ねることができない。
4. 会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本学会を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営を司るとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。
5. 会長以外の理事は、理事会において別に定めるところにより、本学会の業務を分担する。
6. 業務を執行する理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 業務、財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を遅滞なく理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が本学会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本学会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) 社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定すること。
- (9) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第 26 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減

計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2. 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 28 条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。

2. 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は義務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬等を支給することができる。

2. 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等に関する規程による。

3. 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 30 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために、本学会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本学会と取引をしようとするとき。



(3) 本学会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、本学会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2. 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の賠償責任の免除)

第 31 条 本学会は、理事、監事又は会計監査人の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、同法に定める要件に該当する場合には、法人法第 114 条第 1 項の定めにより、理事会の決議によって、賠償責任額から同法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 32 条 本学会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 理事の職務の分担の決定
- (5) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2. 定例理事会は、毎事業年度 4 回以上開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第 25 条第 5 号の規定により、監事が必要と認めて、会長に招集の請求があったとき。

(招 集)

第 35 条 理事会は会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、副会長が招集する。

2. 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(決 議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 財産及び会計

(基本財産)

第 39 条 別表 1 の財産は、本学会の基本財産とする。

2. 前項の基本財産から得られる果実は、公益目的事業費に充当する。
3. 第 1 項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、本学会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会の決議を経て、社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 40 条 本学会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産の管理及び運用)

第 41 条 本学会の財産の管理及び運用は、会長が行う。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本学会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 会計監査報告
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第45条 本学会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数以上が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。

2. 本学会が重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計原則)

第46条 本学会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、第49条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第48条 本学会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 本学会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 50 条 本学会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 支 部

（支部の設置等）

第 51 条 本学会の事業を推進するために別表 2 のとおり支部を設置する。

2. 支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
3. 支部は、理事会の権限である業務の執行の決定をすることができない。

## 第 10 章 事 務 局

（事務局の設置等）

第 52 条 本学会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
4. 前項以外の職員は、会長が任免する。
5. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 53 条 本学会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第 54 条 本学会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 12 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 本学会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 13 章 補 則

(規 則)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、本学会の運営に必要な事項は、理事会の決議により規則に定める。

### 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本学会の最初の会長は梶田吉弘、会計監査人は、あると築地監査法人とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 別表 1

基本財産

定期預金 250,000,000 円

### 別表 2

定款第 51 条に規定する支部の名称及び地域は、次の通りとする。

1. 北海道支部  
北海道全域
2. 東北支部  
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
3. 関東支部  
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、  
長野県、新潟県、海外
4. 中部支部

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県

5. 近畿支部

滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、和歌山県、兵庫県、

6. 中国支部

岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県

7. 四国支部

香川県、徳島県、高知県、愛媛県

8. 九州支部

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県